

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>(資金決済会社)</p> <p>第 15 条 機構は、<u>日本銀行又は日本銀行</u>の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオンライン取引先を有する金融機関等から規則で定める方法により申請があったときは、資金決済会社としての登録を行う。</p> <p>2～12 (略)</p>	<p>(資金決済会社)</p> <p>第 15 条 機構は、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオンライン取引先を有する金融機関等から規則で定める方法により申請があったときは、資金決済会社としての登録を行う。</p> <p>2～12 (略)</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（機構加入者口座の開設申請の手続）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p>第 21 条 <u>削除</u></p> <p>第 27 条の 26 <u>削除</u></p>	<p>（機構加入者口座の開設申請の手続）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5</u> 規程第 16 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、日本銀行が機構加入者口座の開設を申請する場合には、資金決済会社に係る届出を要しない。</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（機構における抹消手続に係る決済方式の区分に関する特則）</u></p> <p>第 21 条 <u>機構における抹消手続において、抹消申請機構加入者が日本銀行である場合には、規程第 53 条第 3 項の規定により、当該抹消手続に係る決済方式は非 D V P 決済によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（機構における抹消手続に係る決済方式の区分に関する特則）</u></p> <p>第 27 条の 26 <u>機構における抹消手続において、抹消申請機構加入者が日本銀行である場合には、規程第 58 条の 26 第 3 項の規定により、当該抹消手続に係る決済方式は非 D V P 決済によるものとする。</u></p>

## 2 附 則

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 機構における一般債の抹消手続（償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利払期日が施行日であるものに限る。）については、なお従前の例による。